

茅ヶ崎市スポーツ全国大会等出場祝金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民のスポーツ活動に対する意識高揚に応える活躍に期待し、激励と敬意を表するため、全国大会以上の競技会に出場する者に交付する祝金に関し必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 茅ヶ崎市内に居住し、次条に規定する大会に出場する選手、監督及びコーチとする。ただし、次条の第1号において、当該年度中に同一競技の別の大会で祝金の交付を受けた者は、当該年度においてはその交付対象としない。

(大会)

第3条 祝金の交付対象大会は、予選会又は選考会(以下、「予選会等」という。)を経て選抜又は推薦された選手及び団体を対象として開催される大会で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 全国大会 日本体育協会加盟団体の競技種目(以下、「加盟団体競技種目」という。)で、次のいずれかの団体が主催する全国規模の大会
 - ア 国、地方公共団体又は日本体育協会(加盟団体を含む。)
 - イ 全国高等学校体育連盟又は日本高等学校野球連盟
 - ウ 全日本学生各競技種目連盟
 - エ 全日本リトル野球協会又は日本少年野球連盟
 - オ その他市長が特に認める団体
- (2) 国際大会 オリンピック大会、パラリンピック大会、世界選手権大会、アジア競技大会又は加盟団体競技種目でこれらに準ずる国際規模の大会

(交付額)

第4条 祝金の交付額は、別表に定める額とする。

(交付申請)

第5条 祝金の交付を受けようとする者は、当該大会出場日の30日後までに茅ヶ崎市スポーツ全国大会等出場祝金交付申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該大会の開催要項
- (2) 出場者名簿
- (3) 予選会等の結果又は推薦状
- (4) 予選会等の開催要項又は選考基準及び推薦基準
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認められるものに対して祝金を交付する。

(結果報告)

第7条 祝金の交付を受けた者は、大会終了後、速やかに大会結果を市長に報告するものとする。

(祝金の返還)

第8条 祝金の交付を受けた者が、次の各号に該当する場合は、祝金の返還を求めることができる。

- (1) 大会の参加を中止したとき及び人員を減少したとき。
- (2) 不正な方法により、祝金の交付を受けたとき。
- (3) 大会が中止になったとき。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

個人	全国大会	5,000円	
	国際大会	オリンピック大会	50,000円
		パラリンピック大会	
	その他の大会	20,000円	
団体	全国大会	個人の金額に出場選手等の数を乗じて得た額 ただし、上限を50,000円とする。	
	国際大会	個人の金額に出場選手等の数を乗じて得た額 ただし、上限を200,000円とする。	